

## ご 連 絡

令和4年3月1日

公益財団法人 早岐靈苑 御中

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットながさき

(担当 : 中鋪 美香)



貴社からの令和3年9月28日付回答書につきまして、下記のとおり再度ご連絡致します。

### 1 不可抗力による損害に対する責任についての条項

御法人より、御法人規定中の「一、「不可抗力による責任」天変地異等による損害は当法人の区画数により苑全体を負担する」との条項につき、当法人申し入れの内容を踏まえ、「一、天変地異その他不可抗力により使用者に生じた損害は、使用者の負担とし、天変地異その他不可抗力により当法人に生じた損害は、当法人の負担とする」と改定されるとのご回答を頂きまして、ありがとうございます。

上記のような文言であれば、靈苑を使用する消費者にとってもその趣旨が明確となり、当法人の申し入れの目的を達することができるものと考えます。

### 2 許可を得ない墓石のリフォーム等を禁ずる条項

この点については、当法人と御法人との間で意見は異なるところですが、頂いた回答により、御法人が当該条項を設けている趣旨については理解致しました。

ただし、

「墓石は使用者の負担とするが許可のないお墓のリフォームや法名塔などの彫刻

また個人の安易な作業また許可のない墓石業者の出入りなども一切禁止する(靈苑は共有共同なので許可のない作業は認めない。)」

といった従来の文言では、御法人が選定した墓石業者にしか依頼できないかのような誤解を使用者に対して与えかねず、個人での作業は禁止であるものの一般的な墓石業者に依頼して行うリフォームであれば靈苑は原則許可する、という御法人の意図が正しく伝わらないものと思われます。

そこで、この文言を

「墓石の彫刻部分の塗装や法名塔の彫刻など、墓石のリフォームや修復は、使用者が個人で行つてはならず、墓石業者に依頼して行わなければならない。この場合、使用者は靈苑にリフォームの申し入れをし、許可を得なければならぬ。ただし、靈苑は、リフォーム実施業者が、墓石リフォームの技能を有する一般的な墓石業者であれば、原則これを許可する。」

といった、使用者にとっても分かりやすい文言に修正して頂くことはできますでしょうか。ご検討ください。

### 3 都度規定は変更するとの条項

- (1) 御法人は、早岐靈苑墓地使用規定は、民法548条の2第1項に規定する定型約款であること、民法548条の4第1項2号は、定型約款の変更をすることがある旨の定めを設けることができることを前提とした規定となっているので、上記条項は民法の規定に反しない、との理由で、本条項の削除を拒否されております。
- (2) しかし、民法548条の4第1項は、下記のように定めており、どのような規定の変更であっても、合意があつたものとみなされるわけではありません。

(定型約款の変更)

第五百四十八条の四 (定型取引を行おうとする) 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について

合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

- 一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
- 二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

つまり、変更後の約款が、相手方の一般の利益に適合し、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときに限って、変更後の約款の条項についても合意があったものとみなされる点に注意が必要です。

なお、上記法文中にもありますとおり、定型約款の変更をすることがある旨の定めを置く場合であっても、「この条（民法548条の4）の規定により定型約款の変更をすることがある」旨を明示すべきであり、いかなる変更も当然に合意したものとみなされるかのように誤解を与えるような記載は不適当です。

したがって、御法人規定中の「都度規定は変更する」との文言は、削除しないのであれば、「民法548条の4の規定に基づき規定の変更をすることがあり得る」などの文言への修正をお願い致します。

#### 4 結語

以上の点を踏まえ、許可を得ない墓石のリフォーム等を禁ずる条項、および都度規定は変更するとの条項の文言につき、再度ご検討頂きますようお願い致します。